

令和2年度

第1回水戸市双葉台市民センター運営審議会

日 時 令和2年7月15日(水)
午後3時00分～
場 所 水戸市双葉台市民センター
小会議室

次 第

1 開 会

2 委嘱状交付

3 正副会長選出

4 会長あいさつ

5 議 題

- (1) 令和元年度双葉台市民センター事業実施報告について
- (2) 令和元年度双葉台市民センター利用状況について
- (3) 令和2年度双葉台市民センター運営方針及び重点目標について
- (4) 令和2年度双葉台市民センター事業計画(案)について
- (5) その他

6 閉 会

水戸市双葉台市民センター運営審議会委員名簿

任期：令和2年4月1日～令和4年3月31日

(順不同，敬称略)

	氏名	備考
	市毛 肇 勇	双葉台地区住民の会 会長
	安田 箱 勇	社会教育主事
	近藤 弘 子	双葉台地区住民の会 副会長
	齋野 辺 秀 次	双葉台小学校 校長
	粉川 妙 子	双葉台地区女性会 会長
	中村 英 一	双葉台地区住民の会 生涯学習部 部長

(1) 令和元年度 市民センター事業実施報告について

1 定期講座

(1) 教室 【初心者対象】

講座名	講師名	開催日	募集人員	活動人員	備考
指圧	眞家よし江	第1・3(水)	5名	20名	
銭太鼓	桑名節子	第1・3(火)	5名	10名	
レディースストレッチ	古谷信義	第2・4(水)	8名	40名	
大人が学ぶぬり絵	岩渕幸子	第1・3(水)	6名	22名	
子供将棋	和田肩羊・世良至	第1・3(土)	8名	14名	

(2) クラブ 【自主運営】

講座名	講師名	開催日	募集人員	活動人員	備考
健康ストレッチ	古谷信義	第1・3(火)	15名	17名	
フレッシュヨーガ	横山充子	第1・3(月)	5名	27名	
ヨーガ	横山充子	第2・4(月)	5名	26名	
太極拳	高橋英子	第1・3(月)	8名	23名	
絵画(水彩画)	鈴木恭子	第2・4(月)	5名	16名	
とんぼ玉	小河原一憲	第1・3(木)	7名	8名	
エアロビクス	吉村美智代	第1・3(金)	9名	15名	
絵てがみ	茅根啓子	第2・4(金)	11名	11名	
囲碁(経験者のみ)	講師なし	第2・4(日)	6名	47名	
ふたばウオーキング	菅原利満	第2(水)・第4(日)	20名	43名	
陶芸(初心者可)	講師なし	第1・3(火)	5名	16名	
書道	小林一風	第2・4(月)	10名	15名	
コーラス	深見ゆかり・三村千鶴	第2・4(火)	15名	16名	
艶歌カラオケ	菊池洋行	第2・4(水)	7名	19名	
着付(装道)	金沢弘子	第2・4(金)	5名	23名	
手話教室	田森邦夫	第2・4(土)	5名	13名	
双葉台太鼓	講師なし	第1・3(日)	20名	17名	

2 教養講座

(1) 高齢者学級

回	期 日			内 容	講 師 名	参加人員
1	6月	28日	(金)	講話 「みんなの安心・介護保険」	水戸市役所 介護福祉課	45名
2	7月	23日	(火)	講話 「火災から身を守る」	水戸市消防本部 火災予防課	35名
3	9月	10日	(火)	講話 「交通安全教室」	水戸警察署 水戸市役所 防災危機管理課	44名
4	10月	25日	(金)	「生活の中の歌ごころ」 民謡と歌謡曲にこめて	日本コロムビア専属 歌手 金沢 はるみ	60名
5	12月	20日	(金)	移動学習(日立市) 日立市発展の原点 「日鉱記念館と吉田正音楽記念館をたずねて」		24名

(2) レディースセミナー

回	期 日			内 容	講 師 名	参加人員
1	7月	12日	(金)	講座 「コーヒーを楽しむ講座」	サザコーヒー 鈴木 誉志男	50名
2	8月	20日	(火)	「大人の塗り絵教室」	岩渕 幸子	31名
3	9月	18日	(水)	移動学習「坂東市方面」 ミュージアムパーク茨城県自然博物館・アサヒビール茨城工場		28名
4	10月	31日	(木)	革細工教室 「ペンダント作り」	栗原 理子	30名
5	11月	22日	(金)	講話 「元気な口と食の講座」	水戸市役所 高齢福祉課	17名

(3) 夏休み子ども教室

回	期 日			内 容	講 師 名	参加人員
1	8月	2日	(金)	親と子の料理教室 「野菜たっぷりわんぱくサンドをたくさんかんで食べよう」	双葉台地区食生活改善推進員	子 6名 親 4名
2	7月	24日	(水)	絵画教室 (午前の部 低学年)	茨城県芸術祭美術展覧会委員 小瀬 勝彦	30名
		25日	(木)			29名
	8月	6日	(火)	絵画教室 (午前の部 高学年)		23名
		7日	(水)			25名
3	8月	21日	(水)	書道教室	小野 霞翠 佐藤 律子	12名

(4) ふれあい学級 (双葉台保育所との共催事業)

回	期 日			内 容	講 師 名	参加人員
1	6月	22日	(土)	親子ふれあい体操	幼児体操指導者 比留間 範之	親子 61名
2	12月	21日	(土)	親子ふれあいコンサート	NPO法人水戸 こどもの劇場みとびよ音楽隊	親子 133名

(5) 伝統民芸講座

期 日			内 容	講 師 名	参加人員
12月	24日	(火)	お正月飾り作り教室	水戸市植物公園ハーブの友の会 鹿志村恵美子, 加藤定子	13名

(6) 双葉台地区新春水戸郷土かるた大会

期 日			内 容	講 師 名	参加人員
1月	19日	(日)	第41回水戸郷土かるた 双葉台学区大会	主催 双葉台学区 子ども会育成連合会	10チーム 135名

(7) 郷土史講座

期 日			内 容	講 師 名	参加人員
7月	17日	(水)	移動学習 (鹿嶋市) 「鹿島神宮めぐり」		37名

(8) 市民センター文化展

期 日		内 容	講 師 名	参加人員
2月	8日 (土)	活動団体の作品展示・発表	主催：文化展実行委員会 ◇参加団体 展示の部 14団体 作品展示 6団体 活動写真展示 8団体 発表の部 20団体 ◇協賛団体 11団体	1800名
	9日 (日)			

3 関連事業

(1) ふれあいフェア in 双葉台

期 日		内 容	参加人員
11月	16日 (土)	○特別出演 双葉台小学校スクールバンド, 手品ショー 双葉台太鼓, 爆笑漫才ショー「チャイム」 ○模擬店コーナー ○遊びのコーナー ○ビンゴゲーム ○展示即売会 (福祉団体のパン・野菜販売) ○バザー	1000名

(2) いきいき健康クラブ

期 日	内 容	講 師 名	活動人数
第1・3火曜日	軽い体操やゲーム	保健推進委員	58名

(3) 元気アップ・ステップ運動教室

期 日	内 容	参加人員
毎週月・木曜日	元気アップ・ステップ運動教室	17名
	ステップ・アップふたば	25名

(4) 子育て広場

期 日	内 容	参加人員
第1～第4 木曜日	子育て交流支援事業（親子の集い・交流） ※特別イベント開催 ○12月 クリスマス会 主催：双葉台地区住民の会 共催：双葉台女性会	登録者 (子)73名 (親)64名 850名 (子)446名 (親)404名

(2) 令和元年度 市民センター利用状況について

【団体別利用状況】

区分	市民センター		社会教育団体		市・県		その他		合 計	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
4	17	262	15	319	12	317	89	899	133	1,797
5	38	627	11	337	10	292	77	790	136	2,046
6	43	733	10	234	12	342	85	834	150	2,143
7	47	789	10	141	13	395	83	863	153	2,188
8	16	298	13	377	9	150	74	779	112	1,604
9	38	543	13	257	14	293	86	958	151	2,051
10	44	692	10	104	17	389	78	820	149	2,005
11	43	596	17	1,139	16	370	70	741	146	2,846
12	53	836	9	126	26	1,492	61	820	149	3,274
1	46	669	13	336	13	257	73	821	145	2,083
2	49	2,413	6	91	13	229	77	849	145	3,582
3	2	22	0	0	0	0	2	18	4	40
合計	436	8,480	127	3,461	155	4,526	855	9,192	1,573	25,659
30年度 4~3月	462	8,856	168	4,285	130	6,334	952	10,356	1,712	29,831
比較	△ 26	△ 376	△ 41	△ 824	25	△ 1,808	△ 97	△ 1,164	△ 139	△ 4,172

【図書利用状況】

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	30年度	比較
利用 人員	12	25	15	15	10	11	11	27	10	2	11	0	149	143	6
利用 冊数	31	24	38	46	29	26	28	21	43	5	25	0	316	526	△210

【部屋別利用状況】

月		ホール	会議室	和室	調理室	図書室	合計
4	件数	41	65	26	1		133
	人員	677	759	339	10	12	1,797
5	件数	53	58	23	2		136
	人員	1,045	620	335	21	25	2,046
6	件数	55	66	28	1		150
	人員	1,057	687	371	13	15	2,143
7	件数	60	63	28	2		153
	人員	1,072	727	350	24	15	2,188
8	件数	48	42	19	3		112
	人員	708	526	310	50	10	1,604
9	件数	56	67	28	0		151
	人員	1,010	724	306	0	11	2,051
10	件数	59	60	27	3		149
	人員	1,006	616	331	41	11	2,005
11	件数	57	56	27	6		146
	人員	1,621	705	412	81	27	2,846
12	件数	49	64	31	5		149
	人員	1,353	1,273	581	57	10	3,274
1	件数	53	65	26	1		145
	人員	956	706	404	15	2	2,083
2	件数	54	62	25	4		145
	人員	1,572	1,375	536	88	11	3,582
3	件数	2	2	0	0		4
	人員	22	18	0	0	0	40
合計	件数	587	670	288	28		1,573
4～3月	人員	12,099	8,736	4,275	400	149	25,659
合計	件数	605	760	325	22		1,712
30年度4～3月	人員	12,823	11,566	5,007	292	143	29,831
比較	件数	△ 18	△ 90	△ 37	6		△ 139
	人員	△ 724	△ 2,830	△ 732	108	6	△ 4,172

(3) 令和2年度 水戸市双葉台市民センター運営方針及び重点目標について

令和2年度 水戸市双葉台市民センター運営方針及び重点目標

運 営 方 針

近年、人口減少社会や超高齢社会の到来をはじめ、都市化の進展、価値観の多様化、生活圏の拡大など、市民を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした状況にあっても、市民が安心して暮らし、幸せを感じられるまちを形成していくためには、今後ますます地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進が必要となる。

双葉台市民センターにおいては、地域コミュニティ活動の拠点として、その継続や発展に向けた支援に努めるとともに、生涯学習活動の拠点として、その充実や成果を生かす環境づくりに努め、さらには、東日本大震災での経験を踏まえ、地域防災活動の拠点としての機能充実を図っていくものとする。

重 点 目 標

1 地域コミュニティ活動の推進

(1) 地域コミュニティ活動の活性化

(ア) 地域自らが地域の将来像や課題を共有し、特色のある地域づくりや課題の解決を進めることができるよう、地域コミュニティプラン実現に向けた取組への支援を促進し、住みよいまちづくり推進協議会を中心とした自主的な活動を推進する。

(イ) 各種コミュニティ団体等の活動を支援するとともに、NPO等との連携を促進しながら、よりよい地域づくりに向けた情報の共有化を進めるなど、地域コミュニティ推進体制の充実、連携強化を図る。

(ウ) 町内会・自治会への参加意識や自治意識の高揚を図るため、地域団体や関係機関と連携強化を図り、地域コミュニティ活動内容を積極的に発信するとともに、双葉台地区住民の会の基盤である町内会・自治会の加入率の向上に努める。

(エ) 市民自らが意欲を持って地域活動に参加できるよう、一人一役運動を進めるほか、人材育成のための研修会を通して、地域を支えるリーダーづくりを推進する。

(2) 地域コミュニティ活動環境の充実

双葉台市民センターにおける様々な活動環境の一層の充実に向け、施設の利用状況や地域の実情等にあわせたコミュニティルームの積極的な活用方法を検討する。

(3) 地域防災活動との連携

災害発生時の初動対応については、地域における防災組織が重要な役割を担うものであることから、平常時より、地域での防災訓練への支援、地域における災害リスクや連絡体制の確認を行うなど、地域における防災組織との連携を図る。

2 生涯学習活動の推進

(1) 学習機会の充実

生涯学習活動の拠点施設である双葉台市民センターにおいては、「個人の要望」する学習による生きがいつくりを進めるとともに、家庭教育への支援や青少年の健全育成、少子高齢化への対応などの「社会の要請」に応じた、現代的課題を取り扱った学習機会の提供に努める。

また、双葉台市民センターの一般教養講座・教室・クラブ等、みと好文カレッジの事業を総称した『みと弘道館大学』が市民に親しまれ、生涯学習が市民のライフスタイルに定着し生涯にわたって学び続けることができるような学習機会の提供に努める。

(ア) 市民ニーズを捉えた学習機会の提供

市民の学習ニーズを把握し、健康で生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、生涯学習のきっかけづくりを図るとともに、それぞれの世代に合った学習機会の提供に努める。

(イ) 現代的課題を取り扱った講座の開催

変化の激しい社会情勢に対応していくために、レディースセミナー、高齢者学級等の講座に現代的課題を取り扱ったテーマを組み入れるなどの手法により、地域課題を主体的に捉える学習機会の充実に努める。

また、事業実践集を活用しながら、双葉台地区住民の会及び関連団体と双葉台市民センターが一体となった協働事業を積極的に展開するよう努める。

(ウ) 家庭教育学級（ふれあい学級）等の開催

家庭は、子どもが基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割がある。

これまでのふれあい学級の内容に加え、未就園児や小学校低学年を中心とする家庭教育の支援を強化し、家庭が本来果たすべき役割を見つめ直し、親の役割、子どもの心の理解、躰など家庭での教育について考え、学び合う家庭教育学級等を開催する。

さらに、茨城県教育委員会が作成発行している「家庭教育ブック」等を活用し、小学校との共催により、就学時健康診断や入学説明会などの機会を捉えた家庭教育講演会を開催し、家庭教育力向上に努める。

(2) 学習の成果を活かす環境づくり

生涯学習の成果がボランティア活動や地域づくりに活かせるよう支援し、地域内の人材の発掘・育成を行うとともに、地域の活性化や特色あるまちづくりにつながっていくよう環境づくりに努める。

(ア) 地域資源の活用推進

市内には、歴史的な資産や史跡をはじめ博物館、歴史館などの文化施設、学校や大学などの物的資源やそれぞれの施設に所属する職員などの人的資源があり、豊かな地域資源に恵まれている。このような地域にある資源を活用した事業を開催するとともに、生涯学習の振興に取り組む機関や団体との連携を図りながら、地域資源の有効活用に努める。

(イ) 学習活動の成果を発表する場の創出

双葉台市民センターを会場に開催している講座の展示会や発表会など、学習の成果を発表する場を創出し、学習者同士や参加者との交流を拡大させ、新たなネットワーク構築に努める。

(ウ) 学習の成果を地域活動に活かす仕組みづくり

生涯学習の成果をボランティア活動や地域活動に活かすことが、地域の活性化に大いに役立つものと期待されている。双葉台市民センターで学んだ市民が、その成果を地域コミュニティ活動につながるよう人材の育成と活用に努める。

(エ) 事業評価に基づく事業の推進

双葉台市民センターの講座や事業に参加した市民が日常生活の中で、学習の成果をどのように活かし、また、地域の中で、どれだけ活動に関わっているのかなど、事業の成果を検証することが求められている。

双葉台市民センターにおいては、実施した講座や事業について自己評価を行うとともに、双葉台市民センター運営審議会による検証を行い、効果的な事業運営に努める。

(3) 学校、家庭、地域の連携の強化

学校、家庭、地域が目標や課題を共有し、それぞれが連携して対応策について取り組めるシステムを構築し、地域社会全体の教育力の向上に努める。

双葉台市民センターにおいては、それぞれをつなぎ結ぶ地域拠点施設としての機能を十分発揮する。

(ア) 次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む

学校、家庭、地域が相互に連携を図りながら、様々な形で異年齢集団との交流や大人と接する事業など、子どもたちが直接体験する場を提供し、社会全体で次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む活動の推進に努める。

(イ) 社会全体で支える家庭教育

子どもたちが健全に成長していくためには、良好な家庭環境や社会環境を整える必要がある。そのために、家庭の教育力の向上だけでなく、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちの成長を温かく見守りながら、家庭教育を社会全体で支える仕組みづくりに努める。

(4) 令和2年度 市民センター事業計画(案)について

1 定期講座

- (1) 募集期間 4月7日(火)～4月15日(水)
- (2) 応募内容 別紙「定期講座応募状況一覧」参照

2 教養講座

(1) 高齢者学級

回	期 日	内 容	講 師 名	募集人員
1	9月 下旬	講話 わが家の防災 「地震・風水害等に備えて」	水戸市役所 防災危機管理課	
2	10月 下旬	講話 どう変わった?水戸市の ごみの分け方・出し方!	水戸市役所 ごみ減量課	
3	11月	芸術(芸能)鑑賞会	未 定	

(2) レディースセミナー

回	期 日	内 容	講 師 名	募集人員
1				
2				
3		健康・料理・ものづくり等の講 話・講習会を予定	未 定	
4				
5				

(3) 夏休み子ども体験教室

回	期 日	内 容	講 師 名	募集人員
1		「親と子の料理教室」	双葉台地区食生活改善推進員	今年度は 休止
2		「子ども書道教室」		今年度は 休止
3		絵画教室		今年度は 休止

(4) ふれあい学級（双葉台保育所共催事業）

回	期 日	内 容	講 師 名	対 象
1		親子ふれあい体操またはコンサート	未 定	

(5) 伝統民芸講座

期 日	内 容	講 師 名	募集人員
12月 中旬	未定（令和元年度はお正月飾り作り）	未 定	25名程度

(6) 双葉台地区新春水戸郷土かるた大会

期 日	内 容	講 師 名	対 象
1月 下旬 (日)	第42回水戸郷土かるた 双葉台学区大会	主催 双葉台学区 子ども会育成連合会	全児童

(7) 郷土史講座

期 日	内 容	講 師 名	参加人員
	移動学習	未 定	

(8) 市民センター文化展

期 日	内 容	講 師 名	参加人員
2月 6(土) 7(日)	活動団体の作品展示・発表	主催：文化展実行委員会	1,800名 (前年度)

3 関連事業

期 日			講座（事業名）	備 考
8月～3月 月4回開催			子育て交流支援事業 「子育て広場」	主催：双葉台女性会 共催：双葉台地区住民の会
7月～3月 月2回開催			いきいき健康体操	双葉台地区保健推進員
7月～3月 毎週1回開催			元気アップ・ステップ運動教室	水戸市保健センター事業
			ステップ・アップふたば	自主運営クラブ
11月	21日	(土)	ふれあいフェアin双葉台	主催：双葉台地区住民の会
2月	6日	(土)	文化事業 「コンサート又は講演会」	主催：双葉台地区住民の会

令和2年度 定期講座応募状況一覧

【教室】初心者対象

講座名	講師名(敬称略)	開催日	新規募集人員	活動人員	備考
歌謡(新規)	金沢はるみ	第1・3(金)	20人	21人	
指圧	眞家よし江	第1・3(水)	5人	18人	
レディース ストレッチ	古谷信義	第2・4(水)	10人	36人	
大人が学ぶぬり絵	岩淵幸子	第1・3(水)	5人	21人	
子供将棋	和田良 肩羊至	第1・3(土)	8人	10人	

【クラブ】自主運営

講座名	講師名(敬称略)	開催日	新規募集人員	活動人員	備考
健康ストレッチ	古谷信義	第1・3(火)	23人	19人	
フレッシュヨーガ	横山充子	第1・3(月)	5人	21人	
ヨーガ	横山充子	第2・4(月)	5人	26人	
太極拳	高橋英子	第1・3(月)	5人	23人	
絵画(水彩画)	鈴木恭子	第2・4(月)	5人	14人	
とんぼ玉	小河原一憲	第1・3(木)	7人	8人	
ソフトエアロビクス	吉村美智代	第1・3(金)	10人	11人	
絵てがみ	茅根啓子	第2・4(金)	10人	10人	
囲碁(経験者のみ)	講師なし	第2・4(日)	8人	43人	
ふたばウオーキング	講師なし	第2(水)	20人	41人	
		第4(日)			
陶芸(初心者可)	講師なし	第1・3(火)	5人	15人	
書道	小林一風	第2・4(月)	10人	11人	
コーラス	深見村ゆかり 三村千鶴	第2・4(火)	10人	15人	
艶歌カラオケ	菊池洋行	第2・4(水)	5人	21人	
着付(装道)	金沢弘子	第2・4(金)	10人	17人	
手話教室	田森邦男	第2・4(土)	5人	10人	
双葉台太鼓	講師なし	第1・3(日)	5人	17人	

○水戸市市民センター条例

平成 21 年 9 月 29 日
水戸市条例第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第 3 条 前条に規定する市民センター(以下「センター」という。)は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第 4 条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2. 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付すことができる。

(使用の不許可)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

- 2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。
- 4 会長は、審議会の会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 12 条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 13 条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(平 27 条例 9・一部改正)

(委任)

第 14 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条から第 13 条までの規定は平成 21 年 12 月 1 日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後のセンターの使用の許可は、同日前においても、第 4 条の規定の例により行うことができる。

付 則(平成 22 年 3 月 24 日条例第 13 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市五軒市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則(平成 23 年 3 月 25 日条例第 9 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 23 年 7 月 12 日条例第 25 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 8 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市常磐市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則(平成 26 年 6 月 30 日条例第 36 号)

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表水戸市見和市民センターの項の改正規定 平成 26 年 7 月 1 日

(3) 別表水戸市上大野市民センターの項の改正規定 平成 26 年 10 月 1 日

(準備行為)

2 前項第 2 号に定める日以後の水戸市見和市民センターの使用及び同項第 3 号に定める日以後の水戸市上大野市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、これらの日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則(平成 27 年 3 月 24 日条例第 9 号)

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第2条関係)

(平 22 条例 13・平 23 条例 9・平 23 条例 25・平 26 条例 36・一部改正)

名称	位置
水戸市三の丸市民センター	水戸市三の丸1丁目6番60号
水戸市五軒市民センター	水戸市五軒町1丁目2番12号
水戸市新荘市民センター	水戸市新荘2丁目11番2号
水戸市城東市民センター	水戸市城東3丁目1番47号
水戸市竹隈市民センター	水戸市柳町2丁目5番8号
水戸市常磐市民センター	水戸市西原1丁目3番12号
水戸市緑岡市民センター	水戸市見川町2563番地
水戸市寿市民センター	水戸市平須町1636番地
水戸市上大野市民センター	水戸市吉沼町1768番地の2
水戸市柳河市民センター	水戸市柳河町673番地の1
水戸市渡里市民センター	水戸市堀町466番地の7
水戸市吉田市民センター	水戸市元吉田町1736番地の5
水戸市酒門市民センター	水戸市酒門町1374番地の6
水戸市石川市民センター	水戸市石川2丁目4243番地
水戸市飯富市民センター	水戸市飯富町4449番地の8
水戸市国田市民センター	水戸市下国井町1212番地の4
水戸市桜川市民センター	水戸市河和田町2894番地の4
水戸市上中妻市民センター	水戸市大塚町1157番地の1
水戸市山根市民センター	水戸市全隈町78番地の1
水戸市見川市民センター	水戸市見川2丁目179番地の1
水戸市千波市民センター	水戸市千波町1396番地の4
水戸市見和市民センター	水戸市見和2丁目224番地の1
水戸市双葉台市民センター	水戸市双葉台2丁目1番地の5
水戸市笠原市民センター	水戸市笠原町358番地の5
水戸市赤塚市民センター	水戸市河和田3丁目2329番地の3
水戸市吉沢市民センター	水戸市吉沢町243番地の3
水戸市堀原市民センター	水戸市新原1丁目9番16号
水戸市下大野市民センター	水戸市下大野町6094番地の1
水戸市稲荷第一市民センター	水戸市大串町961番地の1
水戸市稲荷第二市民センター	水戸市栗崎町1695番地の4
水戸市大場市民センター	水戸市大場町2283番地の1